

第 4 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

平成20年12月15日

開 会 中

場 所 第 5 委 員 会 室

平成20年12月15日（月曜日）

午前10時1分開議

午後0時18分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成20年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

議案第4号 平成20年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

議案第5号 平成20年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第20号 専決処分の報告及び承認について

議案第21号 専決処分の報告及び承認について

議案第22号 専決処分の報告及び承認について

議案第23号 専決処分の報告及び承認について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第6号 専決処分の報告について

報告第7号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①くまもとの夢4カ年戦略（案）の概要

②九州新幹線全線開業に向けた熊本駅周辺整備について

③国の制度改正に伴う県営住宅の家賃改正等について

④川辺川ダムについて

出席委員（8人）

委員長 吉 永 和 世

副委員長 森 浩 二

委員 山 本 秀 久

委員 児 玉 文 雄

委員 鬼 海 洋 一

委員 吉 田 忠 道

委員 瀧 上 陽 一

委員 上 田 泰 弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長 松 永 卓

総括審議員兼

次 長 中 村 寧

次 長 天 野 雄 介

次 長 岩 下 修 一

土木技術管理室長 田 口 覺

監理課長 鷹 尾 雄 二

用地対策課長 清 田 隆 範

土木技術管理室副室長 村 上 洋 幸

首席土木審議員兼

道路整備課長 戸 塚 誠 司

道路保全課長 西 山 隆 司

河川課長 野 田 善 治

港湾課長 大 塚 徹

都市計画課長 船 原 幸 信

新幹線都市整備課長 佐 藤 國 一

下水環境課長 中 庭 安 一

建築課長 生 田 博 隆

営繕専門監 平 野 和 実

住宅課長 小 林 至

砂防課長 福 岡 健 吉

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 和 彦

政務調査課課長補佐 後 藤 勝 雄

午前10時1分開議

○吉永和世委員長 おはようございます。開

会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

11月18日から20日におきまして、建設常任委員会の視察を行いました。これに対しまして、委員の先生方、また、松永部長を初め執行部の方々に御出席いただきましてありがとうございました。意義ある視察ができたというふうに思っております。今後、委員会の中で役に立てるようにしていただきたいと思いますというふうにお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから第4回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。また、説明等を行われる際は、一度立ち上がって一礼をされ、着席をし説明を行ってください。

それでは、松永土木部長に総括説明をお願いいたします。

○松永土木部長 おはようございます。

まず初めに、ことし10月に、熊本土木事務所職員が、県の収入印紙を詐取した容疑で逮捕、起訴されました。率先して法令を遵守すべきである職員が、このような不祥事を起こしましたことにより、県民の信頼を著しく損なうこととなり、県民の皆様に対し、大変申しわけなく、この場をおかりしておわびを申し上げます。

土木部としては、職員一丸となって、このような事件を二度と起こさないよう、服務規律を徹底し、一日も早く県民の信頼を回復するよう努めてまいります。

なお、熊本土木事務所において、架空伝票を用いた詐取の総額は309万1,200円と判明しましたが、これについては既に全額賠償され

ております。

続きまして、最近における土木部行政の動向などについて御報告申し上げます。

最近の景気の動向につきましては、一段と景気は減速し、県内企業の業況判断も悪化しており、今後も極めて厳しい状況が見込まれております。

そこで、土木部としましても、今回、国の緊急経済対策における第1次補正予算分に対応した公共事業の増額補正をお願いしております。今後は、国において追加の経済対策も発表されておりますので、国の動向を見きわめながら的確に対応してまいります。

九州新幹線鹿児島ルートにつきましては、平成23年春の全線開業を目指し、引き続き県としてできる限りの支援を行ってまいります。現在、用地取得はほぼ完了し、工事も最盛期を迎えておりますが、事業損失等の問題もまだ残っており、県としても問題の解決を積極的に支援してまいります。

また、県都の陸の玄関口となる熊本駅周辺の整備につきましては、平成20年11月から、東口駅前広場の暫定整備に着手したところです。今後も引き続き、熊本駅周辺の街路整備や連続立体交差事業のほか、新玉名駅周辺の整備などに全力で取り組んでまいります。

川辺川ダム問題につきましては、知事と国土交通大臣との合意事項に沿って、九州地方整備局と打ち合わせを重ねてまいりました。その結果、ダムを前提としないこと、また、現在実施している河川改修などの対策は、その間も引き続き実施することを条件に、県も国と一緒にダムによらない治水を検討することとしました。これまでに構成メンバーなど検討の場の枠組みについて合意に達し、来年1月13日に第1回目の検討の場を開催することとなりました。今後、国や関係市町村とともに、ダムによらない治水対策を極限まで検討していきたいと思っております。

くまもとの夢4カ年戦略につきましては、

今後4年間、平成24年3月までの県政運営の基本方針として、知事マニフェストを基本に策定され、4つの分野と12の戦略目標を掲げ、達成度をはかるための指標も示されております。

後ほど概要を説明させていただきますが、土木部としましても、この戦略を踏まえ、くまもとの夢の実現に取り組んでまいります。

県道田迎木原線バイパスにつきましては、熊本都市圏の交通円滑化を図る2環状11放射道路を構成する重要な道路として重点的に整備を進めてまいりましたが、去る11月23日に、熊本市御幸西無田から嘉島町犬渕までの2,200メートル区間が開通しました。

これにより、既に開通している660メートル区間とあわせ、国道57号東バイパスから県道熊本嘉島線までの2,860メートルが全線完成し、国道3号や国道266号の慢性的な渋滞が緩和されるなど、県南地域から熊本市中心市街地へのアクセスが大幅に向上するものと期待しております。

鞠智城の国営公園化に向けましては、関係者と連携して要望活動や広報活動を展開しておりますが、鞠智城のさらなる価値の明確化を図るため、文化財保護法に基づく特別史跡への指定を文化庁に要望しております。

そのような中、平成20年10月23日、鞠智城において百済製の仏像が発掘され、百済と鞠智城のつながりや国家プロジェクトで築かれた特別史跡の大野城等、朝鮮式山城との関係がさらに明確になったことは、特別史跡の指定に弾みがつき、国営公園化に向けた大きな一歩となるものと期待しております。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案3件、専決処分の報告及び承認関係議案4件、報告関係3件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明い

たします。

今回の12月補正予算は、まず、国の緊急経済対策における第1次補正予算分に対応しました公共事業費の18億4,000万円余の増額補正をお願いしております。このほか、梅雨前線豪雨等に伴う県管理の河川、砂防、道路、港湾等の公共土木施設の災害復旧に要する経費等に伴う補正でございます、合計で19億3,256万1,000円の増額補正をお願いしております。

あわせまして、公共事業の発注の平準化を図るため、県単独事業のゼロ県債を16億7,300万円、補助事業のゼロ国債を5億1,600万円、合計で21億8,900万円の債務負担行為設定をお願いしております。

また、次年度へ繰り越す繰越明許費の設定として、361億700万円をお願いしております。

次に、専決処分の報告及び承認関係議案につきましては、道路管理瑕疵の関係の専決処分の報告及び承認について4件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、職員の交通事故における専決処分の報告について1件、県営住宅の明け渡し請求及び延滞家賃等支払い請求に伴う訴えの提起及び和解の申し立てにおける専決処分の報告について2件、合計3件について御報告させていただきます。

その他の報告事項につきましては、くまもとの夢4カ年戦略(案)の概要についてほか3件でございます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

今後とも各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をお願いいたします。

○吉永和世委員長 次に、付託議案等について関係課長から順次説明をお願いいたしま

す。

○鷹尾監理課長 監理課の鷹尾でございます。どうかよろしく願いいたします。

説明に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。今回は、建設常任委員会説明資料が1冊、その他報告事項4件をお手元の方に御用意をいたしております。

それではまず、お手元の建設常任委員会説明資料によりまして、第1号議案平成20年度熊本県一般会計補正予算の概要について御説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。

平成20年度の12月補正予算資料でございます。

このページにつきましては、土木部全体の予算額の状況を記載しております。ただいま部長の総括説明にもありましたとおり、今回の補正予算におきましては、国の緊急経済対策における第1次補正予算分に対応した公共事業費のほか、梅雨前線豪雨等による災害に伴う災害復旧費などを中心に計上いたしております。

また、ゼロ県債及びゼロ国債に係る債務負担行為の設定もあわせて計上をいたしております。

まず、内訳でございますが、上の表の2段目の今回補正額の欄でございますが、内訳といたしまして、左の方から、一般会計の普通建設事業費といたしまして、補助事業で7億2,451万円、単県事業で9,250万円、直轄事業で10億3,189万1,000円の増額を計上しております。

次に、災害復旧事業といたしましては、補助事業で2,200万円、単県事業で6,166万円の増額を計上しております。

合わせまして、一般会計計といたしまして19億3,256万1,000円の増額でございますが、補正後の一般会計の合計予算額は、その下の段でございますが、1,124億5,340万7,000円

となっております。

なお、右の特別会計につきましては、今回補正額はございません。

以上、12月の補正後の合計額でございますが、一番右側の合計欄の3段目でございますけれども、1,214億2,199万6,000円となっております。

下段の表につきましては、各課別の補正額の内訳をそれぞれ記載したものでございます。説明の方は省略をさせていただきます。

次に、2ページの平成20年度の予算総括表をお願いいたします。

1の一般会計の欄でございますが、各課ごとの補正額は、道路整備課が7億8,320万8,000円、道路保全課が1億1,000万円、河川課が6億6,903万7,000円、港湾課が2億1,495万円、新幹線都市整備課が9,250万円、砂防課が6,286万6,000円の増額でございますが、補正額は合計で19億3,256万1,000円の増額となっております。

また、右側の補正額の財源内訳につきましては、表の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思いますが、国庫支出金が3億7,325万5,000円、地方債が14億9,700万円、その他が6,016万円、一般財源が214万6,000円の増額となっております。

なお、3ページ以降に各課ごとの予算が出てまいります。特に取りまとめた資料はございませんが、先ほど部長説明にもございましたとおり、単独事業に係るゼロ県債、補助事業に係るゼロ国債をそれぞれ計上させていただいております。

まず、単独事業に係るゼロ県債が、道路整備課、道路保全課、河川課、港湾課、砂防課の5課におきまして16億7,300万円、また、補助事業に係るゼロ国債が、河川課、港湾課、砂防課の3課に関係いたしますが、5億1,600万円、合計で21億8,900万円の債務負担行為の設定をお願いしております。これは事業の発注の平準化と早期発注によります事業効果

の早期発現を図るため設定をお願いするもの  
でございます。

今回の補正予算に係る土木部全体の予算の  
状況は以上でございます。

引き続き、3ページをお願いいたします。

監理課の補正予算でございますが、熊本土  
木事務所の庁舎等警備委託に係る債務負担行  
為の設定をお願いしております。設定期間は  
平成21年度から平成25年度までの5年間、金  
額は各年度192万9,000円、合計964万5,000円  
でございます。

以上でございます。よろしくお願いをいた  
します。

○戸塚道路整備課長 道路整備課長戸塚で  
ございます。よろしくお願いをいたします。

道路整備課分について御説明いたします。  
説明資料の4ページの方をお願いいたしま  
す。

まず、上段の道路橋梁総務費についてで  
ございますが、2段目の国直轄事業負担金で7  
億320万8,000円の増額補正を計上して  
おります。

これは、右側の説明欄のとおりでござい  
ますけれども、国の1次補正によります九州横  
断自動車道延岡線、御船町ほか8事業箇所の  
国直轄道路事業の促進に伴います県負担金の  
増額でございます。

次に、3段目の道路新設改良費でござい  
ますが、道路改築費と特殊改良費でそれぞれ4,  
000万円ずつ、計8,000万円の増額補正を計上  
しております。

これは、右側の説明欄に記載しております  
国道442号南小国町の黒川バイパス道路改築  
事業と、次の国道388号水上村、湯前町の湯  
前バイパス特殊改良事業で、国の1次補正予  
算によります国庫補助事業の内示増に伴うも  
のでございます。

次に、下から2段目の単県道路改築費で  
ございますが、右側の説明欄に記載して  
おりま

すとおろ、ゼロ県債といたしまして、植木河  
内港線、熊本市ほか7カ所で、2億2,000万  
円を限度額とします債務負担行為の設定をお  
願いしております。

最下段の道路整備課計でございます。今回  
の補正予算といたしまして、計7億8,320万8,  
000円の増額補正をお願いして  
おまして、補正前の予算額と合わせました  
予算額計は30億1,663万4,000円  
となります。

以上でございます。

○西山道路保全課長 道路保全課長の西山  
でございます。よろしくお願いをいた  
します。

5ページをお願いします。

道路保全課の補正といたしましては、まず  
上から2段目の道路災害防除費につ  
きまして、国の1次補正に伴う7,000万  
円の補正でございます。国道212号小  
国町ほか1カ所を行う予定でござ  
います。

次に、3段目でございますが、単県道路  
災害防除費でございますが、債務負担  
行為の設定を2件お願いして  
おります。

まず、熊本高森線、益城町の杉堂にお  
きましては、軽量盛り土工を梅雨ま  
でに完成させる必要があるため、限  
度額3,000万円として債務設定  
するものでございます。

もう1件は、単県道路調査費でござ  
いまして、交通事故発生地点のデー  
タと交通センサスを結びつけま  
して、交通事故統合データとして  
活用するものでございまして、5  
月末までに国土交通省へ統合デー  
タとして提出する必要があること  
から、限度額1,000万円  
で債務設定をお願いして  
おります。

また、5段目の単県舗装費でござ  
いまして、舗装の老朽化箇所への  
対応といたしまして、国道265号  
阿蘇市ほか51カ所を、限度額7  
億3,900万円としてゼロ県債  
の設定をお願いして  
おります。

次に、7段目の橋梁補修費につ  
いてでございますが、国の1次  
補正に伴います4,000万

円の増でございまして、国道219号織月大橋ほか2橋のうち、新こさで橋の落橋防止等の対策を行う予定でございまして。

最下段でございまして、道路保全課としましては、1億1,000万円を補正いたしまして、補正後の合計としましては188億3,422万5,000円となります。

以上でございまして。

○野田河川課長 河川課長の野田でございまして。よろしく申し上げます。

7ページをお願いします。

最上段の河川海岸総務費でございまして、5,466万7,000円の増額を計上しております。これは国の1次補正予算による直轄事業費の増額に伴う県の負担金の増によるものでございまして。

次に、上から3段目の河川改良費で5億3,451万円の増となっておりますが、これはすべて国庫補助事業の国1次補正予算に伴うものでございまして、それぞれ都市河川改修費で1億6,600万円、都市基盤河川改修費で2,600万円、河川等災害関連事業費で4,251万円、総合流域防災事業費で3億円の増額補正をお願いしております。

また、下から4段目の河川総合開発事業費と下から2段目の単県河川改良費で債務負担行為の設定をお願いしております。内容は、それぞれ説明欄に記載しておりますとおり、河川総合開発事業費につきましては、天草地域ダム建設事務所の庁舎警備委託に伴うものでございまして、平成21年度から25年度にかけて、合計150万円を限度額として、また、単県河川改良費につきましては、ゼロ県債1億4,900万円を限度額として、それぞれ債務負担行為の設定をお願いしております。

8ページをお願いいたします。

最上段の海岸保全費につきましては、同じく債務負担行為の設定をお願いしております。内容は、ゼロ国債及びゼロ県債の債務負

担行為の設定でございまして、それぞれ説明欄に記載しておりますとおり、海岸高潮対策事業費で3億6,500万円、単県海岸保全費で2,000万円を限度額として債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、下から6段目の河川等補助災害復旧費で2,200万円の増額を計上しております。内容としましては、下から5段目の市町村災害復旧指導監督事務費で、これは市町村の補助災害復旧事業に係る指導監督事務費でございまして。

次に、下から4段目の河川等単県災害復旧費につきましては、5,786万円の増額を計上しております。これは、下から3段目の現年発生災害復旧工事費で、補助災害復旧事業費の対象基準を満たさない箇所に係る単独災害復旧事業費でございまして。

以上、河川課の補正総額は、8ページ最下段にありますとおり、6億6,903万7,000円の増額でございまして。よろしく申し上げます。

○大塚港湾課長 港湾課長大塚でございまして。よろしく申し上げます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

重要港湾改修事業費のゼロ国債でございまして、熊本港の橋脚耐震補強工事における債務負担行為の設定でございまして。これは、9月から翌年3月までの間ノリの養殖が行われるため、その期間の前に工事を終える必要があるためでございまして。

次に、国直轄負担金で2億1,115万円を計上しております。これは国直轄事業に伴う負担金でございまして、八代港ほか1カ所の国の1次補正に伴う県負担金の増でございまして。

単県港湾整備事業費のゼロ県債でございまして、熊本港ほか3カ所のしゅんせつ事業における債務負担行為の設定でございまして。

海域環境創造事業費のゼロ国債でござい

すが、百貫港の砂どめ堤工事における債務設定でございます。

以上、いずれもノリの養殖の関係でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

空港管理費の債務負担でございますが、天草空港の気象観測業務に係る債務負担の設定でございます。

次に、現年単県災害土木費で380万円を計上しております。これは、さきの6月の梅雨前線豪雨による港湾施設の災害のうち、補助災害の採択条件を満たさない災害復旧事業でございます。高浜港ほか1カ所でございます。

以上、港湾課の補正総額は2億1,495万円でございます。補正後の合計は59億9,098万7,000円でございます。よろしくをお願いいたします。

○佐藤新幹線都市整備課長 新幹線都市整備課の佐藤でございます。よろしく申し上げます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

2行目の新幹線建設促進事業費ですが、新幹線の用地取得受託事業の年度精算に伴い、850万円の増を計上しております。

次に、4行目の土地区画整理事業負担金ですが、国1次補正で熊本市が事業費を増額することに伴う県負担金8,400万円の増を計上しております。

以上、新幹線都市整備課は、9,250万円の増額で、補正後の予算総額は230億8,926万3,000円となります。よろしくをお願いいたします。

○福岡砂防課長 砂防課長の福岡でございます。よろしくをお願いいたします。

12ページをお願いいたします。

上段の単県砂防事業ですが、ゼロ県債の設定をお願いしております。梅雨期までの効果

発現を目的に、宇城市大田尾川ほか3カ所で、限度額6,500万円でございます。

中段の国直轄事業負担金ですが、国の1次補正に伴う県負担金の増をお願いしております。国交省、九州地方整備局、川辺川ダム事務所で施行しております八代市椎原砂防堰堤ほか1カ所で、6,286万6,000円を計上しております。

下段の火山砂防事業費ですが、ゼロ国債の設定をお願いしております。玉名市妙見谷川の砂防堰堤1カ所で、限度額5,000万円でございます。

砂防課、補正後の予算は、最下段でございます。補正額6,286万6,000円、補正後で72億7,067万7,000円でございます。よろしくをお願いいたします。

○鷹尾監理課長 監理課でございます。13ページをお願いいたします。

平成20年度繰越明許費についてでございます。

繰越明許費につきましては、例年2月議会で設定をしております。今回12月議会での提案を行っておるところでございます。その趣旨等について、まず説明をさせていただきます。

繰越明許費につきましては、これまでは、翌年度に繰り越しが必要となる事業費等を見きわめました上で、2月に補正予算案とあわせて設定を行っていたところでございます。しかしながら、12月議会で繰越明許費の設定を行いますことによりまして、事業の早期発注、早期完了が可能となるというところから、財政課と関係課で繰越明許費の設定の時期について協議を行いました結果、今年度から12月議会で設定するというようお願いすることとなったものでございます。

なお、従来、繰越明許費として設定をいたします金額につきましては、事業箇所単位でそれぞれ積み上げを行い設定をしております。



たが、現時点では金額を正確に見込むことが困難というようなところもございますので、過去の繰越明許費の設定の実績などを用いまして、概算で設定をさせていただいたところでございます。

土木部におきます今回繰越明許費の設定につきましては、まず1の一般会計につきまして、合計で351億6,000万円をお願いしております。

繰越明許費については、予算科目の款項目説明がございますが、項ごとの設定ということで、それぞれ記載のとおりの内訳で設定をさせていただいております。

それから、2の港湾整備事業特別会計補正予算におきまして6,000万円、それから、3の熊本県流域下水道事業特別会計補正予算におきまして8億8,700万円の設定をお願いしているところでございますが、一般会計、特別会計を合わせました土木部の合計は、一番下の合計欄に記載をしておりますとおり、361億700万円の設定でございます。

資料の方はございませんが、平成19年度の設定額が357億1,200万円で、設定率としては約1.1%ということで、若干増額分ふえておりますが、できる限り年度内の執行に向けましてしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○西山道路保全課長 道路保全課でございます。

15ページの議案第20号から21ページの議案第23号までの道路管理瑕疵に係ります専決処分報告及び承認について御説明いたします。概要でもって説明させていただきます。

まず、16ページをお願いいたします。

日時は平成19年12月26日午後7時20分ごろでございます。場所は荒尾市宮内の一般県道平山荒尾線でございます。過失割合は、道路管理者が6割、被害者4割としております。

損害額は17万5,926円で、賠償額は6割の10万5,556円を支払うものでございます。

事故の状況でございますが、和解の相手方が、自転車で荒尾市宮内方面から荒尾市上井手方面へ歩道の中央付近を走行中、進路方向に歩道と並行して設置してある偽木フェンスを認めたため、歩道の右側に進路を変え、同フェンスの右側を通過しようとしたところ、道路を横断している用水路に転落し、右鎖骨骨折を負ったものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

日時は平成20年8月4日午後7時30分ごろでございます。場所は天草市下浦町の一般国道266号でございます。過失割合は、道路管理者が10割としております。損害額は2万6,655円で、賠償額としましては全額を支払うものでございます。

事故の状況でございますが、和解の相手方が、天草市街地方面から栖本町方面へ普通乗用車で進行しまして、国道266号の取りつけ道路に右折した際に、道路横断側溝のグレーチングを巻き上げまして、助手席ドアの車の底の部分を損傷したものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

日時は平成20年8月8日午後8時ごろでございます。場所は上益城郡益城町大字惣領の主要地方道熊本益城大津線でございます。過失割合は、道路管理者が10割としております。損害額は10万6,670円で、賠償額としましては全額を支払うものでございます。

事故の状況でございますが、和解の相手方が軽乗用車で熊本市方面から大津町方面へ進行中、道路左側の歩道に植樹されているクスノキから枝が落下いたしまして、同車のフロントガラスを破損したものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

日時は平成20年8月17日午前10時30分ごろでございます。場所は下益城郡美里町洞岳の一般県道清和砥用線でございます。過失割合は、道路管理者が10割としております。損

害額は4万9,999円で、賠償額としましては全額を支払うものでございます。

事故の状況でございますが、和解の相手方が普通乗用車を運転し、砥用町方面から山都町方面へ向けて進行中、道路右側ののり面から石が落下いたしましたして、同車に当たり、右後部ドアを損傷させたものでございます。

以上、4件でございます。よろしく申し上げます。

○鷹尾監理課長 23ページをお願いいたします。

職員に係る交通事故の和解につきまして、地方自治法第180条第1項の規定によりまして行いました専決処分の報告でございます。詳細につきましては、24ページの概要により説明をさせていただきます。

この事故は、平成20年5月30日午前10時40分ごろに、菊池市互地内で発生をしたものでございます。相手方との示談交渉の結果、過失割合を県が10%、相手方が90%とすることで双方合意をいたしましたものでございまして、双方の損害負担額を相殺することによりまして、賠償額として40万2,280円を相手方から受け入れるものでございます。

事故の状況でございますが、菊池地域振興局土木部工務課の職員が、公用軽自動車で菊池市の県道菊池赤水線を走行中に、県道に交差する市道から進入をしてきました相手方の軽貨物車を避け切れずに衝突をしたものでございます。

今後とも、職員の交通事故の防止につきましては、徹底を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○小林住宅課長 住宅課長の小林でございます。よろしく申し上げます。

今回は、2件の専決処分の御報告をさせて

いただきます。まず、25ページをごらんください。

報告第6号の専決処分の報告は、県営住宅の家賃滞納者に対する県営住宅の明け渡し請求及び延滞家賃等の支払い請求等の訴えの提起を行うものでございます。25ページから26ページが内容でございますが、27ページの概要で御説明をいたします。

今回の明け渡し等請求に係る訴えの提起は、6カ月以上または10万円以上の家賃滞納者で、自主的な滞納解消が見込めない6名を、11月27日に熊本地方裁判所に提訴したものでございます。

この6名につきましては、これまで何回となく納入指導を行ってまいりましたが、呼び出しにも応じない、また、納入の誓約をするものの守らないといったような滞納者でございます。滞納総額は130万1,800円、滞納月数は58カ月となっております。

これまでの訴訟の実施状況は、下表に掲げておりますが、今回が35回目の提訴となり、提訴した者は946名となっております。

続きまして、28ページをごらんください。

報告第7号の専決処分報告は、県営住宅の延滞家賃等の支払いについて、起訴前の和解を行うものでございます。28ページから29ページが内容でございますが、30ページの概要で御説明をいたします。

この和解は、6カ月以上または10万円以上の家賃滞納者で、自主的な滞納解消が見込めるもの13名を、11月27日に熊本簡易裁判所に和解の申し立てを行ったものでございます。滞納総額は373万7,700円、滞納月数で138カ月となっております。

この13名につきましては、先ほど第6号報告の提訴の対象者と異なりまして、滞納解消のため、家賃納付を誓約する意思を示しているため、訴訟を提起する前に、裁判所が関与するもとの今後の支払い方法等について和解を行うものでございまして、この和解の内容

は判決と同様の効果があり、より迅速かつ効果的、効率的に強制力を伴う手段を画していくものでございます。

これまでの実施状況は、下表に掲げておりますが、今回が8回目の和解となり、申し立て者は117名となっております。

県営住宅の家賃滞納解消につきましては、県営住宅の入居者が低額な所得者の方々でございますので、滞納がふえるとなかなか解消ができなくなるということから、早期督促や訪問徴収などを実施し、新たな家賃滞納者をふやさないよう努めているところでございます。今後も、口座振替の促進や徴収嘱託員による訪問徴収の強化など、徹底した徴収の促進により滞納防止に努めてまいります。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○吉永和世委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○児玉文雄委員 総括説明の中で、一番目に収入印紙の詐欺、これは私はテレビか何かで、ほかの人がそういうことをやっと思ったから自分もヒントを得てやったというようなことを、たしかテレビか何かでやったと思うんですよ。ということは、今警察が拘留して調査しようと思うんですが、ほかの人、ほかの事件もある程度警察は把握しとるか。本人はそういう言い方をしたものですから。それが1点でございます。

それと、2ページから3ページにかけて、国や県、市町村とともにダムによらない治水対策を極限まで検討したいと、これは土木部が所管してやるわけですね。最近、ちょっと頭の整理をしなきゃいかぬとは、川辺川のとくでも、五木振興は上野理事がやっているか。そうすると、手前の荒瀬ダム、これはもう当然わかるわけですね、企業局が発電所を持

っているから。まあ、そういうようなことをやっている。今後、1月13日に第1回目の会合を開かれるわけですが、これは今から治水対策として土木部がやっていくと。我々、時々迷うときがあるんですよ、これはどっちの所管だろうかなて。上野さんがやったり、ほとんど今までの川辺と荒瀬では、土木部長はあんまり発言もしとらぬものですから、そこらあたりが1点。

それと、このゼロ県債、これも例年よりちょっと——12月はゼロ県債の設定はしなかったと思うんだけど、これがどうなっているのか。

まずは、この3点についてお尋ねをいたします。

○鷹尾監理課長 それではまず、お尋ねの収入印紙の詐取の件でございます。

県民の皆様方に大変な不信感を抱かせたということで、改めておわびを申し上げたいと思います。

事件につきましては、10月11日、熊本土木事務所において、職員が4万5,000円相当の印紙を詐取したという容疑で直接逮捕されて、その後、10月31日に、65万円分の収入印紙を詐取したという容疑で再逮捕、合わせて詐欺容疑で起訴をされたということで、同日付で既に懲戒免職処分を行ったところでございます。

本人の犯罪の概要でございますが、新聞等でいろいろと別件の問題でございますとか報道をされているようでございますが、本人と直接接見をする機会は私ども限られておりました。少なくとも、土木部におきましては、この収入印紙の事件で、ほかに同様のことが起きていないかということを確認をするということが重要であろうということで、事件の発生直後、すべての振興局、土木関係部署におきまして、過去5年分の収入印紙の出納状況について確認を行ったところでござい

ます。

その結果、このような詐取と呼ばれるようなものはなかったというところで、既に記者発表も行っていたところでございます。

委員御指摘のような報道の案件については、警察の方で捜査が行われているものと思いますが、特に詳細については承知はしておりません。

○児玉文雄委員 ということは、本人は——名前は出ていなかったと思いますが、同僚がやっておったと、それを自分も知っておったのでそういうことをやったということ、たしかテレビか新聞でちょっと見たか聞いたかと思うんですが、そこらあたりの調査までは今のところまだ広がっていないということですかね。

○鷹野監理課長 警察の方で、事実関係については、ある程度犯罪として調査が行われていると思いますし、その過程でいろいろと、まあ本人がしゃべることもあろうかと思いますが、事実として法廷の中で確定をしているというふうにはまだ聞いてはいないというところでございます。

ただ、少なくともこの収入印紙の詐取に関しては、先ほど申し上げたとおり、5年間、すべての事務所において、収入印紙の出納について、すべて関係書類等をもとに突合を行い、同様の手口といえますか、そのような有罪の案件というものは散見されなかったというふうに私ども承知をしております。

○児玉文雄委員 まあ、そこはそれで終わって、2番目の……

○吉永和世委員長 川辺川。

○松永土木部長 実は、川辺川ダム関連の五木村の振興でございますとかあるいは荒瀬ダ

ムの撤去の話ですとかで、地域振興部と土木部で一応お互いに連携を図りながらやっている事業がございます。

まず、荒瀬ダムの撤去につきましては、これは企業局の方でやっておりますので、土木部といたしましては、技術的な支援はプロジェクトチームの中に職員を派遣してやらせていただきました。

それと、五木村の生活再建あるいは振興策につきましては、これは土木部だけではなくていろんなものの組み合わせでございますので、その社会基盤の整備につきましては当然土木部も入らせていただいてやらせていただいておりますが、生活再建あるいは地域振興策につきましては、全庁的な取り組みということで、地域振興部の方で窓口はやっております。

一方で、今回、ダムによらない治水対策ということで、国と一緒に県も検討の場に参加するというところでございます。基本的に土木部といえますのは、県が管理しております道路、河川の管理者でございます。基本的には川辺川ダムにつきましては国でやられることだと思っておりますが、技術的な内容での検討が主になろうと思われまので、技術的な面から土木部も参加させていただいていると。

なかなか今後の展開にもよりますが、県民の皆様にも説明するにも、技術的な検討というのが主になってくると思われますので、土木部も主体的に参加をさせていただいているというのが現状でございます。

○児玉文雄委員 技術的なアドバイスとか何とかはある程度わかるとしても、知事はダムによらない治水と。しかし、これは、国交省が治水計画を策定するまではかなり時間がかかるということですね。だから、ダムによらない今からの治水計画を仮につくったにしても、仕事にかかるまでは、恐らく私は、今までが40年ですから、これから20年ぐらい十

分かるといふふうに想像されるわけですね。

話はごっちゃになりますが、五木振興は、今までダムをつくると、それに関連する頭地大橋であるとか道路建設とか、こういうのを約束だから早くやってくれと言っておるわけですよ。

聞くところによると、今年度の予算は使わずに、そのまま、34億円ですか、あると。そうすると、来年はまた34億円が、来年度予算では概算要求も盆前に上げたという話がちょっときのうありましたが、それなら、その間、まだダムによる治水計画そのものは生きていますよね。そこらあたりを、部長ないし専門家あたりが知事にもう少しレクチャーをしないと、何か知事の話の聞いていると、もう熊本県は白紙撤回してダムによらない治水を極限までと。この極限なんていうのは、我々もなかなかわかりにくい言葉だと私は思うわけですよ。それが、今担当の問題を言ったけれども、土木部はもう少し知事に専門的なレクチャーをやっているのかと。何かちょっと知事の答弁と土木部の考え方が私は違うような気がするんだよな。そこらあたりどうですか。

○松永土木部長 知事と国土交通大臣が、先日10月28日に会見をいたしまして、その後のそれぞれのマスコミ等でとらえ方に多少違いがあったような報道がなされております。

ただ、その場に私も同席いたしましたが、知事が申したことは、ダムによらない治水対策を検討するに当たっては、川辺川ダムが前提でないということを前提に治水対策を検討しましょうということでございまして、川辺川ダムが決して中止だという認識は知事もございません。

ただ、その報道あたりでの取り扱い方が、当面の作業、ダムによらない治水対策を検討するに当たっては、私は、当然ダムは白紙撤

回で臨むということをかなり強調された部分があったので、そういうようなマスコミのとらえ方になったのかもしれませんが、土木部といたしましても、知事もそうでございますが、川辺川ダムの中止とか継続とかについては当然事業主体である国が判断するものでございまして、まだ現在の川辺川ダムの計画は生きていますものだと知事も認識しておるところでございます。

○児玉文雄委員 そこが明確に——もう我々は、何かちょっとにおわせよらすような気はするけれども、何か知事の言葉というのは、ダムによらないというのが表面に私は出てきていると思うわけですよ。だから、恐らく金子大臣といっても、これは2回目をすることはもう恐らく金子大臣はおらっさんわけですよ。これは選挙があつて、当選するか落選するかもわからぬし、この次大臣に再任されるかもわからぬ。これは結構時間がかかりますよな、この1月13日、第1回目の町村と県と国交省あたりの話し合いが、結論を得るといふことはかなりの歳月が私にかかると思う。

だから、その間——部長ははっきり言われたが、ダムは生きとると、川辺川ダムの今の建設工事は生きとると。それなら、五木振興も、やっぱり頭地大橋ですか、これなんかは大事な振興策の大きな目玉であるというふうに思うわけですが、これは約束だったらしいですよ、五木がダムに参加するための。それがおくれと。下部工はできたと、あとは上部工というような状況ですが、そこらあたりを議会も一般県民にも、そっちはそっちでやりますと、こっちはこっちで今から検討しますと、もう少しわかりやすい説明はできぬのかなと私は思うわけですよ。何かそこらあたりが、我々もしよつちゅう話を聞いとるけれども、いまいち理解ができないでおるところでございます。

そしてもう一つは、これはちょっとお尋ねですが、今までよりちょっとゼロ県債の設定が——大体2月、3月議会で今までこれはやりよったはずですよ、ゼロ県債の設定あたりは。何かことしは議会の1つ分だけ早いような気がするんですけども、それはどうですか。

○鷹尾監理課長　ゼロ県債、ゼロ国債の設定でございますが、確かにゼロ国債につきましては、過去2月議会で設定をしまして、ただ、ゼロ県債については、過去12月議会をお願いをいたしております。ちなみに、平成19年度においては、ゼロ国債、ゼロ県債とも12月議会をお願いをするということになったところでございます。

○児玉文雄委員　わかりました。一応、以上です。

○吉永和世委員長　ほかに。

○鬼海洋一委員　今の児玉先生の質問に対してお答えになりました、現在のダム計画は生きているというこの見解ですけれども、そしてもう一つは、知事自身の今の見解、ちょっと今議会の中で大西議員の再質問に対して知事としてお答えになりました。その件をもう一回、ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。どういうぐあいに理解されているのかですね。

○松永土木部長　五木村の振興計画あるいは今後の川辺川ダムの進め方について、実は平成21年度の川辺川ダム事業については、五木村の振興計画もありますので、ダム事業については21年度予算確保をお願いしたいということを、知事からも国の方に要望をしていたところでございます。

そういう状況の中で、五木村の生活再建も

含めて、川辺川ダム事業でやっている国の方でやってくれということは知事も申しております。そのような意味も含めまして、川辺川ダム事業は、まだ現在は生きているということをお話し申し上げましたとおりでございます。

○鬼海洋一委員　知事自身の9月議会の見解表明から、このダムに関する思い、思いというか、発言の中身がぶれているのではないかと、再質問が行われまして、それに対して知事が、そんなことはありませんと、ダムそのものについては建設計画の中で入れていないというような表明をなさったと思えますが、その辺をもう一回、再質問に答えた知事の答弁の中身をお答えいただきたいと思います。いいですか。

○松永土木部長　再質問で知事がどういうふうに答えたかというのを正確に私記憶していないものですから、まず、再質問でどのように回答したかというのを正確に調べた上でお答えさせていただきたいと思えます。

○鬼海洋一委員　今、児玉委員の発言の中にもありましたけれども、知事自身の思いというか、前回の9月議会の発言の内容、これをもう一回再度念押しをする大西議員からの再質問がありまして、それについて私は、ぶれていないというようなお答えがあったというふうに思っておりますので、その点の——知事の答弁でありますから、そのことを受けて事業部としても、一体となってこの問題に対処いただきますことをまずお願いしておきたいというふうに思えます。

それから、ダムが生きているというお話がありましたけれども、これは私たちは、前回、国交省、ああいう状況になった中で新河川法ができて、そして今基本計画の段階になっているわけです。新たな対策をもうとらざるを

得ないような状況になっているわけですから、実質的にはこれまでのダム計画についてはなくなっただけというふうな認識で見るのが妥当ではないかというふうに思っているわけでありまして、その辺は今の部長の答弁の内容と見解が私少し異なっておりますので、その辺をもう一回御説明いただきたいと思っております。

○野田河川課長 川辺川ダムの法的な位置づけということでございまして、まず、川辺川ダムにつきましては、球磨川水系の工事実施基本計画というのが旧法時代に策定されております。これにつきましては、平成9年度に河川法が改正されて——その後ですけれども、改正されて、河川整備基本方針と河川整備計画という2つの計画に分離されて計画するように法的に改正されております。そのうちの上位計画であります河川整備基本方針、これについては法的に策定されております。ただ、当面の20ないし30年の計画を策定する河川整備計画、その後の策定する予定の計画につきましては、まだ現在策定がなされておられません。

そのようなことから考えますと、旧法時代の工事実施基本計画が生きているというふうなことでございまして、新法に基づく河川整備計画が策定されるまでは旧法が生きているということで、法的には川辺川ダムの計画はまだ生きているというふうな法的な位置づけであるというふうなことで、一番最初の井手県議の議会答弁で、そのような認識を冒頭述べさせていただいたところでございます。

○鬼海洋一委員 しかし、実質的には今新たな方針を検討いたしておきまして、そこで、これまで前潮谷知事の発言の中身というのが大きくクローズアップされてきたことはすべて御承知のとおりですよね。したがって、新たな計画がなされるということは、もう明ら

かな状況でこの計画は推移しているわけでありまして、法的な旧法が計画の中で生きているということについては、いささか実態としては問題じゃないかというふうに思っておりますので、これはまた新たな課題として私どもも研究して、もう一回私なりに発言をする機会を設けたいというふうに思っております。

そのことを申し上げて、委員長、この質問を終わります。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○上田泰弘委員 要望なんですけれども、多分道路整備、戸塚さんのところですかね。

木原田迎線ができて、開通式にも出していただいたんですけれども、本当にいい道路ができたなと思います。あれは県南の城南バイパスなんかでも、渋滞も大分緩和されるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、あの道路を走ったとき、本当にいい道路なものですから、かなり通行量が多くなると思うんですね。

その中で、これは警察の方だとは思いますが、信号がまだ足りない部分といたしますか、毎回事故が起きるといことで、これは要望を挙げてあるんですけれども、県南のそういう交通の調査費なんかも今年度ついているというような話もありましたので、その調査をされた結果なんかも、警察ともいろいろ打ち合わせ、話し合いをしていただいて、やっぱりせっかくいい道路ができたので、事故もないような方向に持って行っていただきたいというふうに思います。これは要望です。

○吉永和世委員長 答弁は要りませんか。もし今答えられるんだったら……。

○上田泰弘委員 もう要望でお願いだけしておきます。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○児玉文雄委員 それなら、もう次に移るならいかぬから……

○吉永和世委員長 これで質疑がなければ……

○児玉文雄委員 それなら、ちょっと質問があります。

今、国交省は、熊本県に対して、予算の公表ですか、これをやめてくれというような国交省からの要請があつとるやに聞いております。熊本県はどういう気持ちでおられるのか、その点、監理課長かどっちでも結構ですが、答弁をお願いしたい。

○吉永和世委員長 できれば、その他でよかですか。

○児玉文雄委員 それでもいいです。(発言する者あり) 予定価格の撤廃を国は指導してきとるはずですがね。

○吉永和世委員長 それは後で。

○児玉文雄委員 後でも構いませんよ、ちゃんと答弁してもらえれば。

○吉永和世委員長 ほかに質問はありませんか。——なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号から第5号まで及び議案第20号から第23号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり

可決または承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第の記載事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○鷹尾監理課長 監理課でございます。

まず、報告事項の1ということで、お手元の方にくまもとの夢4カ年戦略(案)の概要という資料をお配りしているかと思いますが、本件は12月議会に上程をしておりますくまもとの夢4カ年戦略(案)でございますが、基本的には総務常任委員会の付託議案でございますが、県政全般に関する計画でございますので、当常任委員会におきましてもその概要について御報告をさせていただくものでございます。また、くまもとの夢4カ年戦略(案)を別途組み入れさせていただいておりますが、本日はお手元の概要版の方で御説明をさせていただきたいと思います。

1ページをお開きください。

まず1、くまもとの夢4カ年戦略とはについてでございます。



本戦略は、蒲島県政におきます4カ年間の県政運営の基本方針であり、本戦略策定後は、現総合計画パートナーシップ21くまもとと置きかわることとなるものでございます。

次に、2のくまもとの夢4カ年戦略のポイントでございますが、本戦略はマニフェストを基本としてつくられております。これまで総合計画が10年間程度の計画期間としてつくられていまして、知事の任期にあわせて、平成24年3月までを計画期間といたしております。

次に3、くまもとの夢4カ年戦略の構成についてでございますが、くまもとの夢とは、生まれてよかった、住んでよかった、これからもずっと住み続けたい熊本の実現でございます。また、経済上昇くまもと、長寿安心くまもと、品格あるくまもと、人が輝くくまもとの4つの分野におきまして、それぞれ3つの戦略で構成し、全体で12の戦略を掲げております。

くまもとの夢の実現に向けた取り組みとして、それぞれの戦略や目標等4つの事業を示しまして、その目標の達成に向けて取り組みます主な施策や、この4カ年で着実に成果を上げたい、重点的に取り組む施策を記載いたしております。

土木部の施策につきましても、基本的にはほとんどそれらに含まれておるところでございます。

また、喫緊の課題への対応といたしまして、最後の欄でございますが、行財政改革、川辺川ダム問題、水俣病問題への対応、そして熊本市の政令指定都市実現に向けた県の姿勢を記載することとしております。

2ページをごらんください。

まず、経済上昇くまもとについてでございますが、これは稼げる県に向けた産業振興に取り組むものでございますが、魅力的で豊かな基盤を持ち、世界に飛躍する農林水産業の振興を初め、県財政を牽引し、活力があり、

雇用を創出する商工業や記憶に残る観光地歴史回廊くまもとに向けまして、観光産業の振興を図りたいと考えておるところでございます。

土木部関係の主な施策のうち、重点的に取り組む施策につきましては、戦略2の6番、中小企業の技術・経営・販路開拓の支援がでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

長寿安心くまもとについてでございますが、県民一人一人が、人権を尊重され、健やかに生きがいを持って力を発揮できる社会に向けた取り組みを初め、住みなれた地域で安心して暮らすための医療、福祉の体制整備や、安心、安全で住みやすい社会に向けました食の安全や消費生活、防犯、防災対策など、安心、安全に暮らすことのできる社会づくりに取り組むという内容でございます。

土木部関係の主な施策のうち、重点的に取り組む施策につきましては、戦略3の8、防災対策の推進があります。指標といたしまして、関係市町村のハザードマップ作成率を掲げております。

次に、4ページをごらんください。

品格あるくまもとでございますが、だれもが誇りと魅力を感じる熊本づくりを行う内容でございます。

地域の歴史、文化などを生かした魅力あふれる地域づくりを初め、低炭素、循環及び共生を基調とした持続可能な社会づくりに取り組むものでございます。

また、九州新幹線の全線開業を契機といたしまして、交流人口の増加、認知度に向けた取り組みや道路交通ネットワーク、県土基盤の強化の取り組みを行います。

土木部関係の主な施策のうち、重点的に取り組む施策につきましては、戦略1の1、くまもとの文化の創造と継承、発信、戦略3の2、熊本駅周辺の整備、4、新幹線元年戦略の推進、5番目、幹線道路ネットワークの整

備があり、指標として、幹線道路の整備進捗率、供用率を掲げておるところでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

人が輝くくまもとでございます。

これは、子育て支援を中心とした子供の笑顔があふれる社会づくりや夢へのかけ橋となる教育、さらには働くことを通して自己実現できる社会の構築に向けて取り組みをするものでございます。

ここでは土木部関係の主な施策は掲げてございません。

以上の取り組みによりまして、それぞれ掲げた目標達成をいたしますことで、県民幸福量の最大化を図りたいということを掲げております。

最後に、6ページをごらんください。

くまもとの夢4カ年戦略の推進体制でございますが、情報公開の徹底や県民総参加による県政運営を初め、県民との連携、協働について記載をいたしております。

また、目標達成に向けた進捗状況を、本戦略に掲げてある指標により県民にわかりやすく説明するよう、政策評価を活用するとともに、成果重視の県政運営に取り組むことといたしております。

以上、簡単でございますが、4カ年戦略の概要についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○佐藤新幹線都市整備課長 新幹線都市整備課でございます。

報告事項2の九州新幹線全線開業に向けた熊本駅周辺整備について御報告申し上げます。

まず、1枚目の整備計画図をお開きいただきたいと思っております。

これは新幹線開業時の平面図でございます。右が北の方向をあらわしております。中央の横方向に青色で新幹線を、それから、赤色で在来線をあらわしております。右が博多

方面、左が鹿児島方面となります。

現在の駅ビルから新幹線側に上に伸びている通路が、これは駅構内の移動を円滑にする目的でつくられます地下通路でございます。

それから、新幹線の西側——これは上の方でございますが、西側にある広場が、熊本市で施行中の区画整理事業の中で整備する西口駅前広場でございます。設計は、アートポリスプロジェクトで選ばれた佐藤光彦さんが行っております。

在来線の東側にある現駅ビルは、新幹線開業時のときは現在のままでありますけれども、駅前広場や道路は、ここに書いてあります図のように整備いたします。

駅前広場には、北側に一般車、タクシー降車場、場外に路線バス、南側にタクシー乗車場、タクシープール、長距離バスの乗降場を配置します。

駅前広場から熊本市施工の東Aの再開発地区Aへは、横断歩道橋を設置しまして、再開発ビルの2階へも直接つなぐように計画しています。

駅前交番の移転先については、現在検討中ということで、この図にはあらわしておりません。

市電につきましては、駅前交差点の交通の円滑化を図るということ、それから、駅前の顔となるシンボリックな空間整備のためということで、駅前から田崎方面にかけて、軌道を道路の端に移設しまして、再度リザーベーション方式とします。

このことによりまして、今までは駅前を通過する際に市電の軌道敷を2回通過していましたが、これが1回となりまして、走行性、安全性が改善されることとなります。

また、市電の電停は南側に、路線バスの停留所は北側に移動します。東口駅前広場の設計も、これはアートポリスで選ばれた西沢立衛さんが行っておりまして、熊本の強い日差しから歩行者を守るため、それから、雲をイ

メージした屋根を道路や乗降場に設置する予定でございます。

2枚目をお開きいただきたいと思ひます。

これは、上の方が熊本市施工の西口駅前広場の模型の写真でございます。それから、下の図が東口駅前広場のデザインでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

これは、上の図が駅構内の歩行者の動線をあらわした図でございます。新幹線の東側に在来線高架橋区域、それから、その東側に現在の鹿児島本線、豊肥本線をあらわしております。

先ほど御説明しました地下通路を通ることによりまして、東口駅前広場から駅ビルを通過して直接西口駅前広場に行くことができますし、それから、在来線の改札を通過して新幹線の改札に行くこともできるようになります。

下の図が熊本駅とそれ以外の一般部の断面図でございます。一般部の図面にあります。在来線を2次仮線としまして、新幹線の高架橋に移設する区間は、熊本駅の北側の北岡自然公園付近から上熊本駅の北側までの約4キロメートルの区間となっております。

最後に、A3の折り込みの方をお願いいたします。

これは駅周辺の工事の手順をあらわしております。東口駅前広場につきましては、1ページの新幹線開業時に至るまでの工事の手順を、まず左上でございますが、これが先月11月の時点の図でございます。それから、その下が来年21年の6月時点、それから右上が来年の10月時点、それから右下が22年の6月の時点と、こういうふうにして段階的にあらわしております。

駅前広場の工事につきましては、これは広場の供用を続けながらの工事となりますので、車両や歩行者の動線を何回か切りかえて行わなければならない複雑な工事となります。

工事の着手は11月10日に行いまして、その前に、各方面につきましては説明をしておりますけれども、今後も県民の皆様の御理解と御協力を得られるように、引き続き説明を続けてまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○小林住宅課長 住宅課でございます。報告事項3でございます。

国の制度改正に伴いまして、県営住宅の家賃改正等についてでございます。

昨年の12月に公営住宅法施行令が改正をされまして、公営住宅に入居できる収入基準及び家賃を算定する際の基準額が見直されまして、来年の4月1日に施行されることになっております。本県におきまして、この改正に伴いまして家賃の見直しが必要でございますので、御報告を申し上げます。

まず、1の入居収入基準の見直しでございますが、現行の入居収入基準は平成8年に設定されておりまして、当時、必要経費を除いた月収が20万円以下の方が対象でございました。この額は、例えば3人家族で申し上げますと、大体年間粗収入が463万円となります。その後、12年を経過しまして、公営住宅に対する応募倍率も高くなってきております。このため、真に住宅に困っておられる低所得者が入居できない状況にあります。県内の場合も、大体応募倍率は6倍から7倍でございます。

また、平成8年以降、収入等の変化もあつたことから、今回、収入基準が、必要経費を除いた月収で15万8,000円に引き下げられました。3人世帯の場合で、年間粗収入が、そこに書いてありますが、400万円以下となります。

次に、2の家賃の見直しですが、現在の家賃は応能応益方式となっております。入居者の収入、それから住宅の面積、あるいは建築後の経過年数等によって決定をいたしております。

今回は、政令で定められました基準となる家賃が引き下げられました。また、床面積の基準が70平米から65平米に変更されたところでございます。

この変更によりまして、県営住宅の家賃を計算いたしますと、最も低額な所得層、例えば3人世帯の場合で313万円以下、月収に直しますと大体10万4,000円以下ということになります。この入居者の方々の負担増は生じないということになります。

県営住宅の場合、この所得層の入居者の方々が約70%でございます。これ以上の所得のある入居者につきましては、家賃の負担増が生じることになります。大体、平均いたしまして月額2,500円程度のアップになります。

なお、この負担増につきましては、5年間の緩和措置を行うことといたしておりますので、平成21年度は平均して月額500円程度の家賃増になる予定でございます。

また、下の方に書いております立地による便益を適切に家賃に反映させる改正も行われておりまして、立地条件によりまして家賃に差をつけるべきということでございます。

このことによりまして、市内中心部等の県営住宅について見直しを行いました結果、月額で500円から1,000円アップをすることになります。このアップ分につきましても、5年間の緩和措置を行いますので、平成21年度は100円から200円の家賃増になります。

以上の改正を行いまして、来年4月1日より施行することになります。

なお、入居者の方々へは、既に本年6月、家賃制度が改正される旨のお知らせをしておりまして、正式には平成21年度の家賃を来年1月末ごろ各入居者へお知らせすることとなりますので、その際、改めて改正の内容をお知らせすることといたしております。

以上でございます。

○野田河川課長 河川課でございます。報告

事項の4、川辺川ダムについてでございます。

1番、知事表明後の主な動きについて。

(1)国土交通省関係でございます。

10月28日、国土交通大臣と知事との会談がございまして、ここでダムによらない治水対策について国と県と一緒に検討することで合意いたしました。

1つ飛ばしまして、11月21日、右側の五木村の生活再建基盤の整備に係る予算確保等について、大臣あての要望書を提出しております。

一番下の12月5日、ダムによらない治水を検討する場を設置することで、国土交通省と県が合意しております。

その下、(2)五木村関係でございます。

五木村からの申し入れというふうなことで、9月16日に知事表明への抗議がっております。

一番下、11月11日に、五木村再建対策条例(仮)制定による確実な財政支援の要求がっております。

②五木村への対応でございますが、県から職員1名を村へ派遣しております。これは五木村再建対策本部の設置にあわせて行われております。

イ、知事説明会というふうなことで、11月16日に知事が直接村民に対し説明を行っております。

裏の方をお願いします。

ウ、五木村の新たな振興計画策定に向けた五木村振興推進対策本部の開催状況でございまして、9月16日に対策本部が設置されております。その後、幹事会が1回、連絡会議が3回開催されております。

(3)その他の関係市町村等の動きでございますが、9月26日から11月18日まで、下記のような動きがっております。

2番、今後の対策について。

(1)治水対策についてでございますが、これは主に土木部が主体で取り組んでおる内容

でございます。これにつきましては、国土交通省と来年の1月13日に第1回の検討の場を開催することで合意いたしました。

年内というようなことで努力いたしましたが、日程調整がなかなかできずに、一番最速で1月13日ということになりましたので、よろしくお願いたします。

(2)五木村の振興についてでございます。これにつきましては、地域振興部が主体で取り組んでおります事項でございますが、①五木村の新たな振興計画につきましては、一番下にありますように、今後、村民の意見を踏まえながら、できる限り早く策定できるよう村と一緒に取り組んでいくということにしております。

②生活再建基盤の整備への対応でございますけれども、下から2行目でございます。生活再建基盤の整備は、国の責任で取り組んでいただくことを基本に、国と協議を行っていくということでございます。

以上でございます。

○吉永和世委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。——なければ、この報告に対する質疑は終了したいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 次に、その他で何かございませんか。

○鬼海洋一委員 2点だけ簡単に質問をして執行部の考えをお聞かせいただきたいと思いますが、その1つは、環境対策特別委員会が開催をされまして、その中で、球磨川の河川環境整備について、今特に集中的に荒瀬で議論をこの議会でもしたわけでありまして、これは一体的な環境対策が大事ではないかということで、その中には野田河川課長も出席されておりましたが、市房ダムの環境

に対する管理、取り組みについての質問も強く行われました。

しかも、その後、荒瀬の問題と関連をする10キロ上流の瀬戸石、ここは電源開発が今発電をやっているところですが、電源開発に対して、環境対応に対する要望をしようということで取りまとめが行われて、電源開発の方に要望で出向くということになっておりますが、その中でも、民間にこういう要望をする以上は、県の管理対象である市房ダムについてもそれなりにぴしっとやってほしいと、こういう意見が出たことは、さっき言いましたように、野田課長御承知のとおりであります。

そこで、現在の市房ダムの管理状況についてまずお聞かせいただきますし、そしてまた、あの特別委員会で出ましたそれらの要望について、土木部としてどう対応されるのか、ちょっと時間もたちましたので、恐らくはあの見解、意見に対する部内での検討がなされているのではないかとというふうに思いますから、その辺の考え方をお聞かせいただきたいというのがまず第1点です。その後、もう1点違うもので御質問申し上げますので、とりあえずよろしくお願いたします。

○野田河川課長 河川課でございます。

当日、環境対策委員会のために資料がございませんで、大変失礼を申し上げます。

まず、市房ダムでございますけれども、このダムは、目的が洪水の調節、それと発電、かんがい用水の補給ということを目的としまして、昭和35年に完成しております。かんがいにつきましては、球磨川南部一体の3,570ヘクタールのかんがいということで水の供給を行っております。

まず、取り組みでございますけれども、水質についてでございますけれども、これは月1回水質調査を行っております。この市房ダムにつきましては、環境基準のA類型に指定

されております。そのA類型の指定の中で、いろいろな指標がございます中で、例えば生物化学的酸素要求量のBODとかもろもろある中で、ほぼ環境基準を達成しているというふうな状況でございます。

1つ河川課の方で課題とっておりますのが、土砂の堆積が進んでいるという状況がございます。これにつきましては、堆砂容量、これは100年分というふうなことで、510万立米を持っております。その中で、現在75%の堆砂というふうなことで、今48年目でございますので、本来なら48%ぐらいが適切な、まあ私たちが見込んだ堆砂の進捗というか、速度というところでございますが、それに比べて27%ほど進んでいるということでございます。

これに対しまして、対策としましては、昭和62年以降、冬季、水の渇水期におきまして土砂の掘削を実施しております。これにつきまして、上流に堆砂ダムというのを2カ所設けておりまして、そこで入ってくる土砂をとらえて、事前にダム湖に入る前に土砂を排除するというふうな対策を行っております。

その他、過去を調べてみましたら、貯水池そのものの堆砂も、可能な限り排除している状況がございました。これについては、現在、過去にわたってどれぐらいのダム湖そのものからの土砂の排除を行っているかというのは現在調査している状況でございます。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 そうすると、全体の容量、その中で、今堆砂の状況としては、510万立米の中で75%が既に堆積しているというお話がありましたが、全体容量の中で、その堆砂の量からすると、どれくらいなんですかね。全体容量の中で、この堆砂による量の制限というのは出てくるというふうに思うんですが、その辺の状況はいかがでしょうか。

○野田河川課長 ダムの総貯水容量というのは4,020万トンでございます。堆砂容量が510万トン、その堆砂容量を除いた貯水容量が3,510万トンでございます。ということで、堆砂容量が例えば100%になりましても、その堆砂容量を除いた貯水容量というのは確保する必要があるというふうに考えています。

ということで、その堆砂容量の進捗の進みぐあいによりましては、ダムの湖内の堆砂容量についても対策が必要になるときが来るかと思えます。それについては、今現在ということではないというふうに考えておりますので、その進捗状況によってはダム湖内の堆砂も除去する時期が来るのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 現在、環境対策についてはA類型ということで、BODについてはもうほとんど問題ないというお話がありました。

いつも川辺の問題が議論されるときに、一つの、何といいますか、問題提起の一番目に出てくるのは、川辺川が球磨川に合流する時点のあの水のきれいさといいますか、それがいつも問題になるわけでありましてけれども、特に、ことしの何月でしたか、夏のあの熊日新聞にまさに象徴的に掲載されましたアオコの発生の問題とかあるいは淡水赤潮とか、こういうものもこの市房ダムについても現実にはあらわれているという状況でもありますから、そういう意味で、今土砂の堆積の問題が注目すべき対策の一つの要素としてお話がありましたが、これらの問題に対する取り組みといいますか、その関心と今後の方針等についていかがなものか、お尋ねしたいと思います。

○野田河川課長 アオコについても、その後また詳しく調べました。平成に入りまして、平成2年、6年、13年、15年、それと20年と

というようなことでアオコが発生しております。

アオコの発生のメカニズムについては、まだ科学的には正確には把握されていないというふうに聞いておりますけれども、その中で、ことしの平成20年7月に発生した状況に対しまして、河川課といたしましては、これは早急に対応したわけでございますけれども、まず対応いたしましたのが、今ある噴水、市房ダムに噴水がございます。これを連続運転いたしまして、アオコを水面打撃というふうなことで、上から落とし込んで組織を破壊するというふうな対策をやりました。それと、曝気装置というふうなことで、簡易的なやつをお借りしまして、リースで借りて、これはぶくぶく泡を吹かせるわけでございますが、これをやりました。それと、風が強いときには川岸にアオコがたまります。そういうたまったやつを物理的に取り除くというふうなことをやりました。

その結果、9月に入りまして、アオコについてはほぼ解消できたというふうなことで、新聞各社に報道として全社に投げ込んだわけでございますが、残念ながら1社も取り上げていただけなかったということで、大変残念に思っております。

それと、このアオコの将来的な対策でございますけれども、曝気装置というのが非常に有効であるというふうに今回——今までもそういう調査結果が出ておりますので、この曝気装置について何とか設置できないかというふうなことで、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 ありがとうございます。

BODの問題については、先ほどから話したしておりますように、問題ないというお話しですが、いずれにしても、これはもうダムがあってもなくても、あの川辺川と合流する

地点の水の色合いについては変わらぬとだろうかなというふうにも思いますけれども、これは歴然ですよ。ですから、そういう環境に対する対応についても、当然これから取り組むべき課題ではないかというふうに思っておりますので、この際、球磨川の一体的な環境管理あるいは整備ということについて取り組みをいただきますようお願いしておきたいと思っております。

じゃあ2点目、よろしゅうございますか。

実は、水俣湾のダイオキシン対策、堆積ダイオキシンの除去の問題です。

もう既に私が本会議で取り上げまして、これは今の村田部長の前の上村環境生活部長の時代でありましたから、4年ぐらいたっているんじゃないでしょうか。にもかかわらず、その原因というのは除去されていないという現状にあるわけでありまして、吉永委員長の地元ですから私が言うのは失礼だと思いますけれども、今水俣市とチッソとの間で協議もされまして、少し進みつつあるような新聞報道もなされているわけではありますが、この現状がどうなっているのかということ、改めてこの委員会の場で明らかにしていただきたいと思っております。

○大塚港湾課長 ダイオキシンが堆積しているのは、水俣港の百間船だまりと百間の排水路、それと、その排水路の上流にあります水俣市が管理する下水の排水路と申しますか、そこに存在するというので、県の管理するところの船だまりと百間排水路には約1万1,000立米、水俣市が管理する下水の水路については300立米程度あるということで、その対策として、まず県の方ですけれども、9月の当建設委員会で御報告もいたしました、まずは処分場を造成するという工事を9月24日に発注いたしております、その後、10月16日でしたか、中旬に地元で工事の説明会というのを開きまして、工事に着手してござい

す。

造成工事につきましては、ほぼ順調に進んでおりまして、年度内に完成するという当初の予定どおり進む予定になっております。

それと、いわゆる船だまりと排水路に堆積しています土砂のしゅんせつ及び処理につきましては、21年度から着手する予定で、期間的には12カ月を越すようなこととございますので、後で債務設定をお願いいたしまして、しゅんせつ及び処理の工事を21年度に発注するという計画でおります。

○鬼海洋一委員 ちょっとチッソとの関係を含めて、明らかになっていない面もあろうかというふうに思いますけれども、これまで費用負担等の問題についても、当初からこの費用負担の方式について、県、それから、チッソ、市とも協議の上でお互いの費用負担の案分等についても決めてきたというふうに思っているわけではありますが、そういう意味で、今進められている事業について、どれくらいのチッソの費用負担があり、あるいは県として負担をするべき状況で進んでいるのかということについても、もし許せばここでお話をいただければというふうに思います。

○大塚港湾課長 いわゆる県の公害防止事業としての費用負担の割合、一応県の環境審議会の中で議論していただきまして、チッソが3分の2、国が6分の1、県がまた6分の1という費用負担の割合で公害防止事業を行うというふうに今しております。

○鬼海洋一委員 言うまでもなくこのダイオキシンというのは、ダイオキシンの特別の法律ができるほどに、ものすごく人類が科学的につくり出した最大の毒性を持つ物質だというふうに言われて、これはもうお互いに認識をされているところだと思っておりますけれども、これが発覚をして4年間も放置されて今日に

至っているということについて、やっぱりスピードアップする、特に該当するチッソの態度の問題もあろうかというふうに思いますけれども、これはチッソの生産過程の中で発生したものが——ある意味、違法ですよ。その水路に出てきまして、それが百間港に沈殿をするという状況を来しているわけですから、チッソそのものの対応についても、もっと厳しく、この最終的な処理に向けての対応を求めるということについてやっていくべきではないかというふうに思っております。

私は、ずっと以前から、県のシステムといえますか、行政のシステムの問題についていつも問題提起しているわけではありますが、これが——港湾課の交渉も含めまして、港湾課の仕事でなされているところに問題があるような気がするんですね。やっぱりこれは総合政策局とかあるいは環境生活部、この中で大まかな方針をつくって、ハードの分野を港湾課が担うというような、こういう処理の一つの流れをつくっていくことが、さっき言いましたように、ものすごい害毒であるにもかかわらず、県政としてこれを放置してきているという4年間の実態というのは、そこに問題があるんじゃないかというふうに思っております。これは私どもも議会の中で議論をしながら、行政組織のあり方の問題について取り組んでいく課題だと思いますけれども、そういうことを私どもやりますので、ぜひ関係する部局とも連携をとられながら、早く問題処理ができるようお願いしたいというふうに思います。

あわせまして、ちょっと中身については詳しく、後ほどでいいですから、私のところに御説明いただくようお願いしたいと思います。

○森浩二副委員長 ちょっと関連して聞きますけれども、水俣市が独自にやり出したです



よね。あれは費用は安かったですか、あっちの方は。

○大塚港湾課長 費用面につきましては、県のやっていますやり方と水俣市が考えておられます、いわゆるセメントの原料としてセメント工場で処理するというやり方につきまして、厳密に言いますと、県のやり方といいですか、処理方法をした方が若干安くなるのかなというふうなことと思います。

○鬼海洋一委員 もう一回、済みません。じゃあ、水俣市の方とは、この問題に対する協議はどの程度なされているのでしょうか。また、そこの合意の上で事は進んでいっているのでしょうか。

○大塚港湾課長 本年の4月以来といたしますか、それ以前からですけれども、実務的にはいろいろ打ち合わせをやっております。打ち合わせは、水俣市の産業建設部、それと県の方は土木部と環境サイド、あわせて一応対策方法とか、その辺のことはいろいろ議論もしてきておまして、基本的には、県といいですか、いわゆる土木及び環境サイド、それと市も、当初の段階では、いわゆるしゅんせつした土砂を中間処理して、セメント固化して、それを埋め土の処分場で埋設するというところで、一応基本的には大体了解が得られていたものと思いますが、ただ、単価的に水俣市の方が、立米当たり——水俣市の方が300立米しか対象土砂がないものですから、ちょっと割高になるという感覚をお持ちだったろうと思います。

それで、そういうことでしゅんせつした土砂を一時中間処理して、それを県外のセメント工場に持ち出すというようなことを打ち出されまして、それは水俣市から言いますと、環境を標榜している水俣市としては、それがリサイクルになるということがもう一つござ

いましたので、そういうふうな手法をとるということを表明されたものと思っております。

○鬼海洋一委員 吉永委員長が一番詳しいというふうに思うんですが、私がなぜきょう改めてこの問題を出したかといいますと、現地の水俣市との間で若干の考え方の違いがあるのではないかと、処理の方法についても少しギャップがあるのではないかとというような思いを、現地の方から私のところに何人か話を伝えてきている中で感じたものですから、改めて県の今取り組んでいる状況をお尋ねしたということですので、特に市との間の最終処理をする方法については、一致をさせないと、将来的にまたかかる事態が発生したときに困難な問題が出てくる要素もありますので、その点をお願いするために実は出しましたから、心して取り組んでいただきたいと思えます。

○大塚港湾課長 済みません、もう1つフォローさせていただきます。

確かに、水俣市の方の提案のやり方というのも、一つやり方としてはあると思えますけれども、県の場合の1万1,000立米の対象土砂は、船だまりにある土砂なものですから、塩分をたくさん含んでおります。そういうものは、いわゆるセメントの材料としては使えないということでございますので、単純に金目だけの話をいたしますと、県の分をセメント原料にするには、塩分だけを抜く一つの手間が要りまして、それが相当金を食うということで、金額の面だけでもちょっとそれはうちの方はできない。

それと、今までの対策についてのいろいろな——委員会とか専門家の方に諮問してやっています、現在の県のやり方、いわゆる中間処理して埋めると、処分するというところに安全性は確保されるというふうに言われてお

りますので、それで県としてはいきたいというふうに思っております。

○吉永和世委員長 ちょっと関連で言っておきたいんですが、県は汚染土砂として処理する、しかし、市側は、通常の――まあ海から上がった分は通常の廃土として処理するというふうな考え方でいいわけですか。そこはどうですか。

○大塚港湾課長 いいといえますか、市の方はそういう考えで今やっておられますが、正直申しますと、これから市の方は、今市の議会の方でもいろいろ議論されていますし、その後市の環境審議会というので議論されると思いますので、その辺でその経緯というのをちょっと見守っていきたいと思っております。

○吉永和世委員長 地元市町村が廃土で処理するんだったら、県も通常の廃土でやればいいですよ。そこら辺の認識を統一しとかぬとおかしいと思いますよ。だから、そこら辺は市との協議をちょっとまたやっていただきたいなというふうに要望を申し上げます。

○児玉文雄委員 先ほど、予定価格を公表しないでくれと。以前は、あれはたしか建設中央審議会か何かから公表をしろということで、今ずっと公表をやってきているけれども、現在は国交省の方からなるだけ公表しないようにと。その理由は幾つかあると私は思います。

我々も、やっぱり地域において感じることは、公表してすると、もう会社の自助努力というのがなくなって、見積もりもせずに、もう予定がこれだけだからというような形で、安易な考え方で仕事に臨むという面もあるというふうに思うのと、今、熊本県は、県の落札率は何%になっているのかと。

それと、積算の方にちょっとお尋ねしたいが、大体積算も直接工事費とか、経費とか、一般管理費、これから予定価格というのは私は成り立つと思うわけですが、地域の業者の連中に話を聞いてみると、大変経営が厳しいと、利益が出ないという話を聞く。また、現実には、建設業の企業倒産というのは県下でも一番多いような状態だが、そこらあたりのそれに対する県の考え方、また、中身の積算等のことについてちょっとお答えいただきたいと思います。

○鷹尾監理課長 予定価格の事前公表に係る問題の御指摘でございました。

委員御指摘のとおり、平成13年から、予定価格の事前公表を建設工事については行っているところでございます。お話にありましており、平成20年3月31日付で、総務省及び国土交通省連名で、公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてということで、予定価格の事前公表の取りやめなどの対応を行うものとする内容で要請を受けているところでございます。

委員御指摘のような、予定価格の事前公表を行う課題というようものを、国からの要請の中では、競争を阻害する、見積もり努力を損なわせる等々の指摘も行われているところでございます。先般、委員長の御質問の中で、こういう流れを受けまして、土木部長の答弁といたしまして、予定価格の事前公表につきましては、これまで情報公開の流れに沿って進めてきた経緯がある一方、九州各県の取り組みにも変化が生じてきていることから、今後予定価格の事前公表に係る課題について検討を行いたいということで御答弁をさせていただいたところでございます。

なお、予定価格の落札率についてのお尋ねでございますが、平成19年度の土木、農林を合わせた落札率は93.31%でございます。平成20年の9月末現在における落札率は93.2%

になっているところをごさいます、ほぼ同じ率かなというふうに理解をしております。

以上でございます。

○児玉文雄委員 積算について。

○田口土木技術管理室長 積算についてでございますが、まず積算については、毎年、当然資材価格については市場調査をした上での実勢価格をもとに積算を行っております。

今年度につきまして、特に資材が、特に鉄器、鋼材、それからガソリンとか、そういうものが特に上がったわけでございますが、それにつきましては、7月から単品スライドの制度を設けたところでございます。それから、9月からは、それ以外についても、地域によっては資材高騰が見られるということで、その2品目以外についても単品スライドの条項を適用するというところでしてきてきたところでございます。

あくまでも積算単価につきましては、市場価格をもとに積算をしているところでございます。

○児玉文雄委員 その市場価格というのは、物価版か何かで見ておられるんですか、業者からの聞き取り調査か何かやっておられるんですか。どちらの方ですか。

○田口土木技術管理室長 基本的には物価版とかそういうもの、特に物価版そのものが、先月といたしますか、前の月の単価でございまして、その市場価格を採用していただくと。

それに載っていないものについては、県の方で独自にまた調査をさせていただくというふうなものでございます。

○児玉文雄委員 それプラス経費というのがあるわけですね。

○田口土木技術管理室長 経費は、あくまでも工事を伴います直接工事費に対する割合でございますので、それについては国の制度といたしますか、基準に基づいた形で何%何%と、金額によって率が変わってくるということで、そのまま積算に適用させていただいております。

○児玉文雄委員 それに、一般管理があるわけですね。

○田口土木技術管理室長 一般管理費も同じでございます。

そういう形で、あくまでも実勢価格が基本だということで、現在積算させていただいております。

○児玉文雄委員 それと、今室長の方からも直工という言葉が出たから尋ねやすいんだけど、直接工事費、大体どれぐらいですか、今県の積算をする場合。直工というのは、大体何%ぐらい見ておられるんですか。

○田口土木技術管理室長 標準的なもので、金額によってはちょっと変わりますけれども、大体4,000万ぐらいの工事になりますと、直接工事費が6割ぐらいになるのかなと。あと、経費につきまして4割ぐらい。あくまでも工事の工種とか、そういうものによっても少しずつ率が変わってくるというのがございます。

○児玉文雄委員 私の調査とはちょっとそこは違うような気がするんだけど、それは直接工事費の中にどこまで入れるかによってまた違うと思うんだけど、昔は大体70で上がれば、現場監督の優秀さとか努力によって、まあ70という線で直工が上がればよかったと。最近では、もう70じゃ絶対上がりませんというわけですね、連中が言うのは。やっ

ぱり75、へたをすると80にも行くと。

例えば、前は県あたりから、この金額の工事に対して、現場員は必ず1人はつけろとか2人つけろとか、ある程度の指導があると。しかし、最近では、入札方式が電子入札とか、そういうえらい高度なやり方というか、そういうので、かなりやっぱり一つの——5,000万の工事だったら、発注側にもよるけれども、国とか県とか、その発注側によっては最低3人は要するというわけですよ、現場にかかわることの仕事をしなきゃならない人。2人は現場につきっきりで、1人はいつもそういう、いろいろの報告とか何とかをやらなきゃいかぬと。そういうようなことで直工が上がっているわけなんですよ。

例えば、直工が75としても、一般管理費が——ある会社の私を見せてもらったんですが、そこはちょっとかかり過ぎだけれども、25ぐらいかかっているわけですね。やっぱり最低でも20はかかるんですよ。それは中身は大変いい会社ですよ。借入金あたりがないところの会社でそういう数字が出てくるわけです。それなら、75に20を足せば95なんですよ。今の落札価格からいったら、12~13%はもう現に損しているわけですよ、1.何%というのは。1.7とか。例えば、95ぐらいかかるのに、93で落札すれば、これはもう赤字なんです。赤字受注なんです。原因はそこにある、建設業が今もうばたばたといっとるわけですよ。恐らく今年度中にもまだまだ出るんじゃないですか。

そういうようなことで、公表というの、それはいい方法かもしれないけれども、公表だけをやっておいたら、私は業者はつぶれると思うんですよ。そこらあたりは、県として、まあそういう積算とか何とかされて、本当に考えられたことがあるのか、これでやっていけるのかと。

これは指導とは言わないけれども、落札率にしても、ある程度県の方から、もうこれ以

上は入れちゃならぬぞとか、それ以上は高いぞとか、それより下に持っていけとか、そういう話はあるやに聞くんですが、もう少しやっぱり発注、請負側、適正な利益が出るようなことは私は考えてやらないと——また、これは会社によっても違うんですよ。小さな工事を請け負うDクラスとかEクラスとかになると、これはもう管理費なんか要らないんですよ。自分で現場に出て働き、事務員さんもおらぬと。社長の奥さんが電話ぐらいは応対をするかもしれぬけれども、連絡はするかもしれぬけれども、下の方のクラスは管理費がものすごく安いんですよ。直接工事費というのはそんなに変わらぬと思うんだけど、やっぱり一定の事務所を——4~5人おったり、いろいろの構えをすればお金がかかるんです。

そこらあたりの経費の見方が、私はちょっと違っているんじゃないかと思う。だから、もうからぬわけですよ、結果。だれも好きこのんで倒産する者はおらぬわけですからね。あれだけ現実に倒産しているんだから、それに対してはやっぱり発注側としても、ある程度の対応は考えてもらわないと困ると。それに対するコメントをちょっとお願いします。

○田口土木技術管理室長 先ほど、積算と申しますか、現場に対応する技術屋が2人も3人も要ると、非常にそこが経費が高くなっている部分があるというお話でございましたが、確かに現在、いろんな資料を提出していただく、証明をしていただくとか、そういうことで結構書類作成がかなりな部分を占めているというふうなことでございます。それにつきましては、今できるだけ書類を減らす方向で検討させていただいております。そういうことによって、少しでも軽減できればいいのかなというふうに思っております。

それともう一つは、現場に入る前に、例えば発注者側、それから設計者、それから受注

者、その3人に、まずいろんな現場を見た上で、いろんな疑問があるときは、最初からその辺検討しようじゃないかということで、3者協議という制度を19年度から設けて試行を行っているところでございます。

それともう一つは、監督員によっては、現場からのいろんな要望とか変更指示が遅くなっている、それによって現場が非常にロスが出るとか、そういう話もございますので、それについてはワンデイレスポンスという制度がございまして、1日で、まあ24時間以内には返事をするとかいうふうな制度をまた19年度から設けて、現在試行をしております。

そういう制度を拡大しながら、できる限り現場に加重がかからないといえますか、速やかに対応できて、最終的には効率的な施工ができるように、今現在検討させていただいているし、また、その実施については拡大していきたいというふうに思っております。

○児玉文雄委員 結局は、中には、ちょっとこの工事をストップをしてくれとか、ひどいになると1カ月も何カ月もストップがかかるとか、いろいろな問題もあっているようですし、市場価格、実勢価格というのが、何か今まで本当の数字を業者も出さなかったようなこともあるようですね。

これは一番いい例が、熊本市の生コン市況が、立米5,000円になったことがあるんですよ。県も5,000円で確かにその単価を入れたんだから。それは、もう全く競争の中から生まれてきた価格なんです。相手を、安くすりゃつぶれるじゃないかと、つぶすまでは安くやろうと。そうしたら、やっぱりなかなかその決着もつかずに、今熊本市内の生コン価格も8,500円か9,000円までぐら上がったんでしょう。だから、実勢価格とか物価版というのは、実勢価格の調査によって物価版というのはできてくるはずですからね。

そうすると、やっぱり今これだけ厳しくな

ると、企業防衛ということで、企業自体が、もうこの値段では売らねえと、これ以下ではやりませんというのがあっているわけなんです。だから、優秀な企業ほど、一定の適正利潤を含まないと売らねえとか。そうすると、ここではいろいろ聞き取り調査とか何かでそういう単価を決めても、その差があるわけなんですよ。

それと、いろいろ同じ石垣にしても、自然を工事にも出していこうというようなことで、特注品を、特別品を、この石積みでやりなさいとか、そういう化粧したものでやりなさいというようなあれがあると、製造会社の方も、絶対負けないうより、これは特注品だからといって高くもっていくわけですよ。そうすると、それは工期の問題もあるものだから、言うなりに買わなきゃならないというようなことで、それは利益を圧縮していく。

私はもう前から言っておったんですが、何でこの時代に人件費が下がっていったかと。今1万1,700円でしょう、普通労務者の方々。これは、労務者にやるお金プラス労災保険であったり健康保険であったり、そういうのを足したら1万1,700円なんかじゃ絶対上がらねえんですよ。だから、そういうのもやっぱり県の方としては検討してもらって、本当にこれでいいのかと。

ただ、いつの間にか、そういう上からの指示か何かで人件費が下がっていきよるわけですよ。だから、やっぱりもう少し考えて積算をしていただきたいと。その積算が正しいのか正しくないのかは、私はもう少し検討する必要がありますというふうに思いますので、これはやっぱり熊本県は農林業県ですからね。その農林業の人たちが、公共事業を受けたところに仕事に行くと。これが一つの所得を得るための方法なんです。これが一番いい仕事。田舎には、どの町村でも、前は縫製会社とか何らかの仕事場があったのですが、もう今はほとんどないはずですよ。だから、そこあたり

も、やっぱり生活するだけの費用は払ってや  
ってくださいよ。余りにも安過ぎる。ぜひ、  
そこらあたりを皆さん方をお願いをしたいと  
いうふうに思います。

○森浩二副委員長 今、児玉委員がおっしゃ  
ったように、本当に建設業界はきつくてどう  
しようもないんですが、ただ、これは民民の  
話ですけども、下請契約をしない、この前  
ちょっとお話ししたんですけども、ダンプ  
屋さんとか重機屋さん、その人たちが、企業  
経営を守るために——元請がですね。守るた  
めに量を減らすわけですね、実際の金額より  
も。一番しわ寄せがくるのはやっぱりダンプ  
屋さんとか重機さんたちなんですよ、企業  
を守るためにも。文句を言ったら、じゃあも  
う次から使わないというような感じでは  
すね。

だから、その辺もやっぱりきちんと監視し  
てもらって、各事務所に、出先にきちんと  
言っというてほしいんですよ。本当に、一番下  
端におる重機屋さんとかダンプ屋さんが一番  
困っていますので、よろしくお願ひしとき  
ます。

○吉永和世委員長 ほかに。

○吉田忠道委員 情報公開についてですけれ  
ども、マニフェストでも知事は120%の情報  
公開を重ねるということによっておられます  
が、今後の方向ですけれども、21年度、22年  
度の入札参加資格の見直しがなされると思  
いますけれども、これで何回か過去に質問が  
出ましたけれども、評価制度のところ、いわ  
ゆる点数の公開、透明性、公平性ですか、そ  
ういう中で主観点の配点の結果はまだ公開に  
なっていませんけれども、今後の方向として、  
これは120%情報公開ということであるなれ  
ば、当然この方向に行かなきゃならぬと思  
いますけれども、その取り組みといたしますか、

覚悟をちょっとお聞きしたいんですけれど  
も。

○鷹尾監理課長 9月の吉田委員の御質問  
に、部長の方より答弁をさせていただいた内  
容かと思ひます。

主観点の内訳について、この問題に当たり  
ましては、各項目ごとの情報公開条例とかに  
照らして開示できるかどうかの検討がござ  
いました。主観点のもととなる情報を提供  
いただいている第三者機関と公表の範囲につ  
いての協議を行うなど、慎重に対応する必  
要があるという答弁をさせていただいたと  
ころでござひますが、今現在、こういうもの  
につきまして、どのような対応が望ましいの  
か検討を行っているところでござひます。

○吉田忠道委員 検討を行っているという  
ことは了解しましたけれども、これはもう  
ちょっと具体的に、いつごろまでに結論が  
出るといふことは言えますか。

○鷹尾監理課長 当然、基本的には情報公  
開は極めて重要なものであり、充実に努  
めていく必要があろうと思ひております。  
時期は、具体的にいつということはおし  
上げられませんが、来年度からスタート  
するという話でござひますので、年度内  
には結論を得たいといふふうに思ひて  
おります。

○吉永和世委員長 ほかにござひませんか。

○山本秀久委員 1つ申し上げておきたい  
ことは、先ほど児玉委員と副委員長から  
話されたように、今の時代は連動性がち  
ょっと欠けていやしないかと思ひ、連  
携が。あらゆる分野と連動している問  
題が多いわけですよ。そういう点で、少  
し欠けている面が私には見受けられる  
から、さっき話されたような問題が生  
じると私は思ひますから、そういう点  
をよく考慮

していただきたい。

以上、それだけです。申し上げておきたい。

○吉永和世委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に、要望書が10件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

建設業は大変厳しゅうございますので、ぜひ、建設産業の振興のために、いろいろな部分で御検討いただきたいというふうをお願いを申し上げまして、第4回建設常任委員会を閉会します。お疲れさまでございました。

午後0時18分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

建設常任委員会委員長